

## 志監委公表第1号の4

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

令和5年10月10日

志賀町監査委員 野崎 豊 昭  
志賀町監査委員 林 一 夫

### 第1 請求の受付

#### 1 請求人

省略

#### 2 請求書の提出

住民監査請求書のその4（以下「本件請求」という。）は、令和5年8月3日、請求人により直接提出され、同日付けでこれを受け付けた。

#### 3 請求の内容

##### （1）請求の趣旨

- ① 志賀町上棚「森林た1-1地番一帯」（以下「該森林」という。）所有権者は団体Aであることを、履歴事項全部証明書ないし登記簿謄本により立証済であるところ。
- ② 「団体A」が所有する広大な「該森林」を無届・無許可伐採、無届・無許可により、幅約10m×2Km=2ha以上を違法に開発したものであるが、その開発行為で1ha超に渡りBが（下記第5項参照）重機を使って開発し、且つ産業廃棄物不法投棄して暴利を得たものである。
- ③ 当該無許可森林開発行為ないし、産業廃棄物不法投棄が起因により当該森林周辺の地域において土砂が流出し、崖法面が崩壊し、降雨時に於いて下流周辺に土砂交じりの黄色い鉄砲水が発生し、甚大な水害が発生している。

更に、当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該無許可開発行為により土砂交じりの鉄砲水が発生して、東谷内住民が稲作水の確保に著しく支障を及ぼし、被害を被っていると苦情申立てしている。（被害発生状況を記録した当時区長・副区長の報告書が存在するので、必要に応じて提出する。）

- ④ 当該無許可森林開発行為及び産業廃棄物不法投棄により鉄砲水が発生の起因で、志賀町が所有・管理する東谷内川上流の同町財産擁壁が倒壊しているし、更に、土砂が濁流となって流れ込み甚大な被害が発生している。よって志賀町監査委員は、志賀町小泉町長に対してコンクリート柄・破片・屋根瓦片等の撤去ないし現状復旧工事などの必要に措置を講ずることを速やかに勧告せよ。

##### （2）請求の理由

- ① 該不法開発地及び産業廃棄物不法投棄現場は「甲第3-1,2号証」且つ「甲第9-1,2,3,4,5,6号

証」である。

そして所有権者は公図「甲第 3-1,2 号証」からして、団体 A である事実を「甲第 1 号証」ないし「甲第 2 号証」で立証済である。

それ故に B が団体 A から、該森林開発並びに産廃不法投棄するに至った承諾証明書などの根拠紙面を開示するべきである。

※B の所為は、C の替え玉名乗り出たものである。

② 該森林不法開発行為の証は、石川県公文書不存決定通知書「甲第 5 号証」である。そして巨木をなぎ倒し無残な現況が「甲第 6-1,2 号証」であり、その不法森林開発行為及び産業廃棄物不法投棄により、下流の東谷内川の町の財産である擁壁「甲第 6-3 号証」倒壊している。その様子を地元区長及び副区長及び区民らが現場立会いで実害を被っている旨、切実に訴えている。

③ 前項 1 及び 2 とおり東谷内区民ら、ないし町の財産擁壁倒壊や不法森林開発行為現場に産業廃棄物不法投棄したことにより実害を被っている旨、「甲第 4-2 号証」により措置を申し出たにも関わらず、小泉町長にあって、不作為訴訟ないし刑事訴訟法による刑事告発要件を満たしており、極めてお粗末な行政措置にかかる責任の全ては志賀町長にある。

④ 前 2・3 項ないし現場写真「甲第 6-1 号証」に基づき、石川県環境部廃棄物対策課の現場査察の最中に B が、全部俺様が開発及び不法投棄したと現場に名乗り出て来たものである。

⑤ 県環境部廃棄物対策課の調査結果報告は、該無届・無許可森林伐採、無許可森林開発、不法産業廃棄物などの所為について B に対して、搬出撤去する旨の指導済みであると、同対策課において説明を聴取している。

しかしながら、団体 A へ B が投棄料金を支払っている現実と経緯、且つ 2016(平成 28)年 6 月 17 日県産業廃棄物不法投棄業対策課現場査察時の県担当課職員らの面前において、B が再度「オレ様が産廃を捨てた」と該現場の県職員の面前において名乗り出て証言したものである。

それ故に、当該産業廃棄物不法投棄業者 B 及び団体 A らの所為を請求人間で話し合った結果を報告する旨の要望で、その場を終えている。

⑥ 該森林不法開発に関する森林法第十条の二(開発行為の許可)「甲第 7-1 号証」の要項の一部である石川県知事の許可を得ておらず、且つ当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させた団体 A 並びに B らの所為、「甲第 7-2 号証」22 罰則(法第 25 条～第 33 条)による第 25 条をかんがみ、団体 A 理事並びに B を直告刑事告発する準備が整っている旨を申し添えるものである。

⑦ 志賀町長小泉勝は、該不法伐採、該不法森林開発、該産業廃棄物不法投棄に関し、D 町の建設業者であることを熟知しており、それらの業者らに付度しており、かかる責任の全ては小泉町長にある。

⑧ 産業廃棄物不法投棄現場は「甲第 6-1 号証」であり、同写真とおり産業廃棄物コンクリート柄や屋根瓦片を大型ダンプ約 850～1000 台が不法投棄され、且つ搬入された土砂や瓦片で森林管理道路が作られている。詰まる所、B の仲介人は団体 A へ該森林使用料金を支払っている旨の証言をしているものである。

⑨ 仮に刑事裁判である場合、「犯人隠避罪」という罪になり、2 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金に処する項に該当するものです。

### (3) 監査委員に求める措置

監査委員は、志賀町小泉町長に対してコンクリート柄・破片・屋根瓦片等の撤去ないし現状復旧

工事などの必要に措置を講ずることを速やかに勧告せよ。

(事実証明書)

① 証拠資料目録一覧表「甲第 1 号証」～「甲第 9-6 号証」 26 枚

② 証拠資料説明書 1 通

③ 住民監査請求(無許可森林開発) 1 通

(事実証明書その 2)

④ 証拠資料目録一覧表「甲第 10-1 号証」～「甲 11-4 号証」 10 枚

⑤ 証拠資料説明書 1 通

#### 4 請求の要件審査

法第 242 条第 1 項の規定による要件を具備しているものと認め、令和 5 年 8 月 9 日付けでこれを受理した。

### 第 2 監査の実施

#### 1 請求人からの証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和 5 年 8 月 29 日に請求内容に関する新たな証拠が提出され、令和 5 年 9 月 1 日に請求人から陳述を受けた。

#### 2 監査の対象課

志賀町環境安全課、農林水産課を監査対象課とし、令和 5 年 8 月 24 日に関係職員の事情聴取を行った。

### 第 3 監査の結果

本件請求における請求人の主張について、無届による山林伐採、森林開発及び産業廃棄物不法投棄については、法第 242 条第 1 項に規定する違法若しくは不当な財務会計上の行為又は財産の管理を怠る事実のいずれにも該当しないことから却下とする。

また、同行為により志賀町が所有・管理する擁壁の倒壊については、同条同項に規定する違法若しくは不当な財産の管理を怠る事実とは認められず、請求人の主張には理由がないものと判断し、これを棄却とする。

#### 1 事実の確認

関係職員からの事情聴取を実施した結果、次の事項を確認した。

請求にある擁壁については、所管課による現地確認において、経年による洗掘によって損壊したと推測される箇所が一部確認できた。発生原因については、請求人から提出された資料による山林伐採、森林開発及び産業廃棄物不法投棄を起因とするものか、自然災害によるものかは判断できず、地元区の聞き取りからも確認はできなかった。

また、当該擁壁については河川を堰き止めている状況ではなく、機能を著しく低下させているとは言えず、地元区から過去に相談はあったが、当時は国の災害適用が難しいことや地元負担などに課題があることから修繕には至らなかったことを確認した。

## 2 監査委員の判断

本件については、請求にある「町の財産擁壁が倒壊の実害を被っている」が地方自治法第242条第1項に規定する「違法もしくは不当な財産の管理を怠る事実」に当たるかを審査するものである。

志賀町では、公有財産の管理については、必要性の度合いと予算状況に応じて対応することとしており、地元区などからの申し出を契機として調査等を行い、従前の機能を復旧する等必要に応じた対応を行うこととしている。

所管課からの報告によれば、当該擁壁は以前に地元区から修復について相談はあったが、当時は国の災害適用が難しく、地元負担がかかるなどから修繕までの話には至らなかった経緯を確認した。現在では当該擁壁の上流の農地は耕作者もおらず耕作放棄地の状況であり、数年は地元区において擁壁付近の林道の利用や日常管理は行っておらず、地元区で費用を負担してまで修繕を望まないとのことであった。

また、現地確認において、現状は河川を堰き止めるような状況ではなく、機能を著しく低下させている状態ではないとの報告であった。

以上のことから、当該擁壁の復旧を行わないことをもって、当該擁壁の機能管理を怠っていると評価できず、志賀町が財産の管理を怠ったという事実は認められない。

擁壁の損壊原因については、予期しないような自然災害であって責任を誰にも追及できない事案であるのか、あるいは、誰かの違法行為が原因となったのかは請求人の提出資料や現状から客観的な証拠も確認できず、不明である。よって、第3者に回復請求を行うことは、財産の管理を怠る事実とは認められない。

## 第4 付帯意見

当該擁壁は大雨などの経年による洗堀で損壊していることは事実であり、今後、倒壊の可能性も考えられる。町は、必要度、緊急度に応じて、地元区と協議しながら、適切な対応に努められたい。